

第4編 水質調査編

第1章 水質調査

第1節 準拠基準等

受注者は、調査の実施に当たっては、次に掲げる基準等及び設計図書によるものとし、最新の技術基準等に基づいて行うものとする。

- (1) 建設省河川砂防技術基準（案）（日本河川協会）
- (2) ダム貯水池水質調査要領（ダム水源地環境整備センター）
- (3) 堰水質調査要領（ダム水源地環境整備センター）
- (4) 河川水質試験方法（案）
（建設省建設技術協議会水質連絡会・河川環境管理財団編）
- (5) 底質調査方法（環境 水・大気環境局）

第2節 調査項目

調査項目は、調査目的、ダム等の諸元、流域条件、水質の変化の度合等を考慮して決定するものとし、設計図書によるものとする。

第3節 調査内容

調査項目、頻度、地点、深度等の調査内容は、原則として第4編第1章第1節の準拠基準等によるが、実施項目等は、設計図書によるものである。

第4節 水質調査方法

水質調査の方法等は、設計図書又は第4編第1章第1節の準拠基準等によるものとする。

第5節 調査結果の整理方法

調査結果は、第4編第1章第1節の準拠基準等に準じてとりまとめ整理するものとする。